

一般社団法人  
和歌山県鍼灸師会定款

一般社団法人 和歌山県鍼灸師会

平成25年4月1日設立

令和4年5月15日改訂



## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 和歌山県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県有田郡有田川町大字明王寺 338-8 フジビル 1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、はり及びきゅうの学問的研究と技術の修練の為、会員を取りまとめ、はり師及びきゅう師の資質の向上を図り、もって県民の健康の保持増進と公衆衛生の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (2) 鍼灸術の普及啓発に関する事業
- (3) 鍼灸業務の振興に関する事業
- (4) はり師・きゅう師の資質向上および指導に関する事業
- (5) 鍼灸療養費等の適正な運用に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、和歌山県内において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業その他これに関連する事業を行う。

## 第3章 会員

(会員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 和歌山県内に居住し、又は県内で業務を行う医師又ははり師若しくはきゅう師であって、この法人の目的に賛同して入会した者とする。
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦により会員総

会の決議により承認された者とする。

- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 正会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において、別に定める方法により経費等を支払う義務を負う。

- 2 療養費の取扱いをおこなう会員は、別に定める方法により毎月、定率会費を支払う義務を負う。
- 3 名誉会員は会員総会において別に定める規定に基づき、会費を支払う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、会員総会において総正会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第11条 前条2号の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的

である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。  
ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、当該会員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第19条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会員の中より、議事録署名人を2名選出し前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち8名以内を業務執行理事とする。
- 5 監事のうち、1名は会員外とすることができる。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長は、前項で選定された業務執行理事より副会長を指名することができる。ただし、副会長は2名以内とする。

#### (理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決によらなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、特別の事情がある場合には、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事会において選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した理事の中より、議事録署名人を2名選出し、これに署名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第35条 この法人の財産管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める定款施行規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日までに前年度の予算に順じ収入支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)(3)(4)(5)の書類については、定時会員総会に提出し、(1)(3)の書類についてはその内容を報告し、(4)(5)の

書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9条 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この法人の最初の代表理事は、萩野利赴とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準備する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。